2 民間給与等関係

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

本年実施した職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、北海道職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

北海道人事委員会、人事院、札幌市人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調查対象事業所

令和3年4月分最終給与締切日現在において、全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の道内の民間事業所 1,458事業所なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調查対象職種

54職種(一般行政職相当職種22職種、その他職種32職種)

4 調査対象の抽出

(1) 調査対象事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を地域、組織、規模、産業により31層に層化し、これらの層から388事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所数は343事業所であり、その内訳は第1表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 集 計

(1) 調査実人員は、一般行政職相当職種が14,052人(初任給関係634人、初任給関係以外13,418人)であり、その他の職種が465人(初任給関係8人、初任給関係以外457人)である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は、58,461人であり、 このうち、一般行政職相当職種は56,191人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所 343	事業所 59	事業所 40	事業所 41	事業所 126	事業所 77
農業,林業、漁業	2	0	0	0	1	1
鉱業,採石業,砂利採取業、建設業	47	3	5	6	19	14
製造業	82	14	11	11	30	16
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業,郵便業	71	10	7	7	32	15
卸売業,小売業	38	4	8	6	15	5
金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業	18	9	3	2	4	0
教育,学習支援業、医療,福祉、サービス業	85	19	6	9	25	26

上記のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が7所、調査不能の事業所が38所あった。

職種別、学歴別、企業規模別初任給 第2表

		職	利			学	歴	規	模	計	5	00人以上	100人以上 500人未満	1	0人以上 00人未満
事	新	卒	事	務	員	大短高	学卒大卒校卒		195, 172, 155,	726	* *	202, 393 179, 226 162, 077	刊 193, 536 171, 774 155, 385	*	円 185, 393 167, 989 154, 661
務・技術関	新	卒	技	術	者	大短高	学 卒 大 卒 校 卒		207, 182, 169,	722	*	210, 162 186, 192 169, 440	206, 833 ※ 181, 902 169, 965	*	204, 133 176, 900 167, 668
係	新四	本事 務	· 員・	技術者	針 計	大短高	学 卒 大 卒 校 卒		200, 177, 162,	316		204, 900 183, 270 167, 584	199, 645 175, 931 162, 783	*	192, 351 171, 544 158, 448

⁽注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手 当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。 2 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

² 調査対象事業所388所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所7所を除いた381所に占める 調査完了事業所343所の割合 (調査完了率) は、90.0%である。

³ 調査実人員が少ない上記以外の職種については、掲載を省略している。

第3表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

				調査	平 均		年4月分平均]支給額	
	職	種 名		- 明 - 直	十 均	きまって 支給する	うち時間		
	1144	1± 2H		実人員	年 齢	給 与	外 手 当	$(\mathbf{A}) - (\mathbf{B})$	νпз · · · 3
H				人	歳	(A) 円	(B) 円	円	
	支	店	長	29	54. 2	747, 386	4, 349	743, 037	√構成員50人以上の支店(社)の長
	大	学	卒	18	53. 9	822, 217	350	821, 867	(取締役兼任者を除く。)
	短	大	卒	2	45. 2	525, 093	41, 027	484, 066	
	高	校	卒	9	57. 2	647, 104	3, 132	643, 972	
	中	学	卒	_	- 01.2	O41, 104 —	J, 102 —	040, <i>312</i>	
	工	場	長	11	54. 0	756, 813	757	756, 056	√構成員50人以上の工場の長
	大	学	卒	7	56. 3	890, 776	0	890, 776	し(取締役兼任者を除く。)
	短	大	卒		- 00.0	-	_	-	
	高	校	卒	4	50. 6	561, 631	1,862	559, 769	
	中	学	卒			_		_	
事		務部	長	421	52. 7	582, 953	1, 121	581, 832	
争	大	学	卒	262	52. 9	620, 555	1, 345	619, 210	職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職
→ t	短	大	· 卒	39	52. 0	528, 128	238	527, 890	(取締役兼任者を除く。)
務	高	校	卒	119	52. 6	510, 074	318	509, 756	
	中	学	卒	*	*	*	*	*	
1 .	技	術 部	長	246	52. 7	596, 810	3, 684	593, 126	同上
	大	学	卒	152	52. 4	621, 573	2, 439	619, 134	
技	短	大	卒	46	52. 3	577, 515	4, 188	573, 327	
	高	校	卒	48	54. 5	526, 232	7, 726	518, 506	
術	中	学	卒	_	_	_	_	_	
	事 彩	務部 次	長	185	50. 7	535, 199	7, 962	527, 237	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる
関	大	学	卒	117	50.3	575, 098	7,080	568, 018	部の次長及び部次長級専門職
	短	大	卒	24	51. 2	467, 818	3, 114	464, 704	中間職(部長-課長間)
係	高	校	卒	44	51.6	467, 272	13, 358	453, 914	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	
職	技術		長	157	50. 9	542, 925	8, 480	534, 445	同上
144	大	学	卒	99	49. 9	557, 446	4, 990	552, 456	
種	短	大	卒	33	52. 2	529, 651	7, 499	522, 152	
1里	高	校	卒	25	53. 4	501, 195	24, 521	476, 674	
	中	学	卒			_			
		務課	長	967	48. 8	505, 771	10, 498	495, 273	職能資格等が上記課の長と同等と認められる課
	大	学	卒	589	48. 2	537, 953	10, 801	527, 152	の長及び課長級専門職
	短	大	卒	120	48. 9	437, 702	8, 908	428, 794	
	高	校	卒	256	50. 4	458, 091	10, 576	447, 515	
	中	学	卒	2	59. 5	351, 416	5, 005	346, 411	
		術課	長	730	49. 1	540, 519	20, 596	519, 923	同上
	大	学士	卒	455	48. 6	560, 578	21, 715	538, 863	
	短	大	卒	105	48. 3	493, 584	17, 173	476, 411	
	高中	校	卒	170	51. 7	502, 748	19, 099	483, 649	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	

⁽注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下同じ。)。 2 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下同じ。)。

$\overline{}$			1	会和34	年4月分平均	支給額	<u> </u>
		調査	平均	きまって			
	職種名	実人員	年 齢	支給する 給 与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) – (B)	備考
		人	歳	円	円	円	
	事務課長代理	里 502	47. 5	459, 242	28, 029	431, 213	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
	大 学 2	卒 265	45. 4	480, 676	33, 141	447, 535	課長に直属し部下4人以上を有する者
	短 大 2	卒 94	48.8	412, 526	31, 223	381, 303	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職
	高校 2	卒 142	51.0	449, 568	15, 371	434, 197	中間職(課長-係長間)
	中 学 2	卒 *	*	*	*	*	
	技術課長代理	里 239	46. 7	508, 730	58, 815	449, 915	同上
	大 学 2	卒 107	43. 2	574, 960	84, 797	490, 163	
	短 大 2	卒 72	48.6	447, 357	39, 297	408, 060	
		卒 60	51. 4	450, 790	30, 490	420, 300	
		卒	-	_	_	_	
事	事務係上	長 1,377	43. 4	414, 714	48, 518	366, 196	係長等の職名を有する者及び係長級専門職
	大 学 2	卒 681	40.8	450, 014	65, 884	384, 130	
務	短 大 2	卒 249	46. 3	370, 054	30, 175	339, 879	
127	高校 2	卒 442	46. 2	378, 626	27, 654	350, 972	
1.	中 学 2	卒 5	54. 6	417, 633	92, 229	325, 404	
$\ \cdot\ $	技術係 具	長 697	44. 1	446, 754	71, 614	375, 140	同 上
I	大 学 2	卒 354	41. 1	474, 237	87, 280	386, 957	
技	短 大 2	卒 136	46. 6	392, 937	48, 807	344, 130	
	高校 2	卒 204	47. 9	441, 091	59, 748	381, 343	
術	中 学 2	卒 3	44. 9	444, 328	134, 336	309, 992	
	事務主	£ 1,018	40.7	363, 585	39, 676	323, 909	
関	大 学 2	卒 506	37. 5	392, 865	53, 511	339, 354	長代理以上に直属し、部下を有する者
	短 大 2	卒 171	42.8	323, 652	26, 533	297, 119	係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任
係		卒 337	45. 3	334, 363	22, 366	311, 997	中間職(係長-係員間)
	中 学 2	卒 4	44. 7	287, 814	13, 149	274, 665	
職		£ 843	44. 0	404, 091	50, 516	353, 575	同上
		卒 472	41.8	404, 733	48, 056	356, 677	
種		卒 105	44. 5	370, 969	51, 173	319, 796	
1至		卒 263	48. 4	414, 680	54, 506	360, 174	
		卒 3	52. 5	440, 114	122, 256	317, 858	
		3 ,427	35. 1	291, 999	28, 802	263, 197	
		卒 1,687	32. 3	314, 458	37, 500	276, 958	
		卒 551	38. 5	273, 866	21, 462	252, 404	
		卒 1,173	38. 2	261, 531	17, 183	244, 348	
		卒 16	44. 8	279, 726	24, 739	254, 987	
		2 ,569	34. 5	328, 567	50, 748	277, 819	
		本 1,259	32. 2	342, 439	59, 136	283, 303	
		卒 389	35. 2	309, 566	39, 798	269, 768	
		卒 915	37. 6	315, 332	42, 476	272, 856	
ш	中 学 2	卒 6	53. 9	289, 087	28, 446	260, 641	

⁽注) 3

^{3 「}中間職 (課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう(以下同じ。)。 4 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう(以下同じ。)。

2 企業規模500人以上

				調査	平 均		丰4月分平均	J支給額	
	職	種 名		叫且	7 49	きまって 支給する	うち時間		備考
	744	1= 1		実人員	年 齢	給 与	外 手 当	$(\mathbf{A}) - (\mathbf{B})$	vm ···J
Н				人	歳	(A) 円	(B) 円	円	
	支	店	長	25	54. 1	777, 595	3, 884	773, 711	√構成員50人以上の支店(社)の長
	大	学	卒	18	53. 9	822, 217	350	821, 867	【(取締役兼任者を除く。)
	短	大	卒	*	*	*	*	*	
	高	校	卒	6	57. 4	714, 929	80	714, 849	
	中	学	卒	_	-	- 111, 323	_	-	
	エ	場	長	9	55. 9	848, 148	0	848, 148	√構成員50人以上の工場の長
	大	· <i>测</i> 学	卒	7	56. 3	890, 776	0	890, 776	【(取締役兼任者を除く。)
	短	大	卒		_	_	_	_	
	高	校	卒	2	54. 5	676, 990	0	676, 990	
	中	学	卒			_	_	_	
事	-	务 部	- 長	149	52. 8	658, 682	1, 213	657, 469	
尹	大	学	卒	122	52. 6	670, 262	1, 417	668, 845	職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職
₹ <i>\</i> r	短	大	卒	4	52. 3	543, 593	0	543, 593	(取締役兼任者を除く。)
務	高	校	卒	23	54. 0	609, 856	219	609, 637	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	
$\ \cdot\ $	技	析 部	長	147	53. 3	632, 336	1,640	630, 696	同上
	大	学	卒	110	52. 9	644, 644	1,802	642, 842	
技	短	大	卒	16	54. 4	637, 612	0	637, 612	
	高	校	卒	21	55. 1	550, 702	1,884	548, 818	
術	中	学	卒	_	_	-	_	_	
	事 務		長	77	51. 3	599, 438	7, 077	592, 361	
関	大	学	卒	63	50. 7	615, 168	8, 449	606, 719	部の次長及び部次長級専門職
	短	大	卒	5	53. 2	484, 845	0	484, 845	中間職(部長-課長間)
係	高	校	卒	9	54. 9	542, 366	0	542, 366	
	中	学	卒	_	_	-	_	_	
職	技術			89	50. 5	603, 856	673	603, 183	同上
	大	学	卒	66	49. 6	614, 085	859	613, 226	
種	短	大	卒	13	52. 9	621, 661	126	621, 535	
1 =	高	校	卒	10	53. 6	512, 698	0	512, 698	
	中	学	卒	407		- I	14 700	E40 451	 ∫ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長
		务 課	長	467	49. 2	564, 219 570, 417	14, 768	549, 451	職能資格等が上記課の長と同等と認められる課
	大	学士	卒	342 33	48. 4	579, 417 472, 346	15, 756	563, 661	の長及び課長級専門職
	短 高	大 校	卒 卒	33 92	49. 8 52. 4	472, 346 537, 616	11, 147 12, 059	461, 199 525, 557	
	中	学	卒卒	92	02.4 	001,010 	12,009	525, 55 <i>t</i>	
		子 析 課	乎 長	428	49.8	576, 314	19, 269	557, 045	同 上
	大	学	卒	303	49. 3	581, 813	20, 116	561, 697	10 T
	短短	大	卒	40	49. 1	558, 011	18, 850	539, 161	
	高	校	卒	85	53. 1	556, 679	14, 833	541, 846	
	中	学	卒	_		_		—	
\blacksquare	- Т	子	4			_	_	_	

_				ı		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	年4月分平均	古公婿	
				調査	平 均	きまって	中4月万千四	人和領	
	職	種 名				支給する	うち時間	(A) – (B)	備考
				実人員	年 齢	給 与 (A)	外 手 当 (B)	()	
				人	歳	円	円	円	
	事 務	課長付	大理	245	47. 9	520, 505	30, 925	489, 580	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
	大	学	卒	140	45. 7	534, 949	36, 699	498, 250	課長に直属し部下4人以上を有する者
	短	大	卒	35	49. 1	447, 151	34, 532	412, 619	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職
	高	校	卒	70	52. 5	524, 283	14, 628	509, 655	中間職(課長-係長間)
	中	学	卒	_	_	_	_	_	
	技 術	課長作	大理	116	45. 4	581, 984	64, 999	516, 985	同上
	大	学	卒	58	41. 1	655, 362	92, 620	562, 742	
	短	大	卒	29	49. 5	480, 430	24, 388	456, 042	
	高	校	卒	29	52. 0	501, 750	37, 177	464, 573	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	
事	事	務 係	長	624	43. 4	469, 148	59, 415	409, 733	係長等の職名を有する者及び係長級専門職
ľ	大	学	卒	364	40. 7	494, 831	78, 801	416, 030	
務	短	大	卒	100	47. 6	399, 946	27, 244	372, 702	
177	高	校	卒	160	48. 3	450, 314	28, 227	422, 087	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	
1	技	術 係	長	342	45. 2	546, 673	105, 926	440, 747	同上
	大	学	卒	189	42. 5	570, 809	122, 778	448, 031	
技	短	大	卒	36	46. 2	513, 409	94, 279	419, 130	
	高	校	卒	117	50.3	510, 138	76, 558	433, 580	
術	中	学	卒	_	_	_	_	_	
	事	務 主	任	531	42. 2	390, 768	36, 304	354, 464	
関	大	学	卒	274	39. 0	409, 549	46, 849	362, 700	長代理以上に直属し、部下を有する者
	短	大	卒	91	43. 7	336, 672	19, 425	317, 247	係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任
係	高	校	卒	164	48.0	386, 574	24, 740	361, 834	中間職(係長-係員間)
	中	学	卒	2	49. 3	328, 811	9, 129	319, 682	
職	技	術 主	任	549	45. 9	416, 533	45, 226	371, 307	同上
I-3/N	大	学	卒	299	43. 7	406, 496	36, 234	370, 262	
種	短	大	卒	57	45. 5	402, 514	65, 390	337, 124	
1里	高	校	卒	191	50.6	439, 447	57, 769	381, 678	
	中	学	卒	2	54. 8	579, 372	197, 902	381, 470	
		務係	員	1,650	36. 5	312, 327	33, 502	278, 825	
	大	学	卒	936	32. 9	327, 827	41, 898	285, 929	
	短	大	卒	300	39. 9	279, 199	20, 291	258, 908	
	高	校	卒	410	44. 4	298, 183	20, 757	277, 426	
	中	学	卒	4	44. 6	278, 704	43, 203	235, 501	
		術係	員	1, 392	35. 3	353, 012	60, 631	292, 381	
	大	学	卒	689	32. 9	368, 312	73, 578	294, 734	
	短	大	卒	175	34. 5	335, 146	50, 600	284, 546	
	高	校	卒	526	39. 3	336, 040	44, 585	291, 455	
	中	学	卒	2	56. 5	310, 075	325	309, 750	

3 企業規模100人以上500人未満

_	5												
				調査	平均	<u> </u>	中4月分半均	力之裕額					
	職	種 名				支給する	うち時間	(A) (D)	備考				
				実人員	年 齢	給 与	外 手 当	(A) - (B)					
\vdash				人	歳	(A) 円	(B) 円	円					
	支	店	長	4	54. 8	524, 215	7, 791	516, 424	√構成員50人以上の支店(社)の長				
	大	学	卒	4	54. 6	524, 215	1, 191	510, 424	(取締役兼任者を除く。)				
		-			*								
	短	大	卒	*		*	*	*					
	高	校	卒	3	56. 7	492, 552	10, 086	482, 466					
	中一	学	卒	_	- 10 -	-	-	_					
	工	場	長	2	48. 5	495, 930	2, 922	493, 008	(取締役兼任者を除く。)				
	大	学	卒	_	_	_	_	_					
	短	大	卒	_	_	_	_	_					
	高	校	卒	2	48. 5	495, 930	2, 922	493, 008					
	中	学	卒	_			_		┃ ┃				
事		務部	長	196	53. 1	561, 413	540	560, 873	職能資格等が上記部の長と同等と認められる部				
	大	学	卒	112	53. 2	592, 737	580	592, 157	□ の長及び部長級専門職□ (取締役兼任者を除く。)				
務	短	大	卒	27	52. 3	534, 796	333	534, 463	(AVMINITE SIN (°)				
	高	校	卒	57	53. 1	501, 274	555	500, 719					
1.1	中	学	卒	_	_	_	_	_					
		術 部	長	73	51.6	559, 269	6, 258	553, 011	同上				
	大	学	卒	32	50.6	571, 685	5, 421	566, 264					
技	短	大	卒	24	51. 7	564, 391	3, 433	560, 958					
	高	校	卒	17	53. 3	524, 992	12, 667	512, 325					
術	中	学	卒	_	_	_	_	_	(1名如目)で車投放のナフルキの跡が12公本				
	事系		長	100	50. 5	500, 688	2, 915	497, 773	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる				
関	大	学	卒	52	49. 7	536, 438	2, 745	533, 693	部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)				
	短	大	卒	16	50. 1	473, 535	2, 285	471, 250	(中间鄉(前交一株交间)				
係	高	校	卒	32	52. 1	455, 662	3, 562	452, 100					
	中	学	卒	_	_	_	_	_					
職	技術	所部 次	長	46	51. 2	484, 645	16, 932	467, 713	同上				
相联	大	学	卒	23	50. 4	462, 568	16, 490	446, 078					
r.c.	短	大	卒	11	51. 4	507, 800	10, 575	497, 225					
種	高	校	卒	12	52. 9	505, 358	25, 757	479, 601					
	中	学	卒	_	_	_	_	_	Cornelande				
	事	務課	長	334	48. 4	457, 798	8, 067	449, 731					
	大	学	卒	170	47.8	490, 202	4, 964	485, 238	の長及び課長級専門職				
	短	大	卒	50	48.6	432, 756	11, 939	420, 817					
	高	校	卒	112	49. 1	415, 884	11, 510	404, 374					
	中	学	卒	2	59. 5	351, 416	5, 005	346, 411					
	技	術 課	長	245	47. 5	494, 700	21, 410	473, 290	同上				
	大	学	卒	133	46. 6	520, 115	25, 601	494, 514					
	短	大	卒	57	47. 9	457, 862	10, 901	446, 961					
	高	校	卒	55	49. 5	472, 593	23, 186	449, 407					
	中	学	卒	_	_	_	_	_					

						Δ ₹π 9 /	生 4 日八亚长	古公姑	
				調査	平 均	きまって	年4月分平均	又和領	
	職	種 名				支給する	うち時間	(A) – (B)	備考
				実人員	年 齢	給 与 (A)	外 手 当 (B)	(11) (1)	
П				人	歳	円	円	円	
	事 務	課長付	七理	207	47. 7	400, 886	24, 196	376, 690	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
	大	学	卒	94	45. 5	411, 565	24, 068	387, 497	課長に直属し部下4人以上を有する者
	短	大	卒	56	48. 5	396, 486	30, 634	365, 852	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職
	高	校	卒	56	50. 7	388, 455	18, 171	370, 284	中間職(課長-係長間)
	中	学	卒	*	*	*	*	*	
	技 術	課長付	七理	94	48.0	446, 588	56, 540	390, 048	同上
	大	学	卒	46	46.0	470, 974	75, 088	395, 886	
	短	大	卒	29	48. 1	427, 262	48, 717	378, 545	
	高	校	卒	19	52. 7	415, 340	21, 866	393, 474	
	中	学	卒	_	-	_	_	_	
事	事	務係	長	536	43.6	372, 321	44, 360	327, 961	係長等の職名を有する者及び係長級専門職
7	大	学	卒	243	41.3	402, 314	56, 604	345, 710	
760	短	大	卒	105	46. 1	355, 143	36, 203	318, 940	
務	高	校	卒	185	45. 1	335, 911	29, 420	306, 491	
	中	学	卒	3	55. 2	464, 429	122, 837	341, 592	
$ \cdot $		術 係	長	292	43. 1	379, 687	48, 898	330, 789	同上
	大	学	卒	147	39. 7	392, 276	56, 734	335, 542	
技	短	大	卒	85	47. 0	367, 188	39, 961	327, 227	
	高	校	卒	58	45. 2	365, 742	41, 339	324, 403	
術	中	学	卒	2	44. 3	477, 597	160, 687	316, 910	
	事	務主	任	306	38. 4	351, 657	52, 567	299, 090	係長等のいる事業所における主任
関	大	学	卒	158	35. 2	398, 972	75, 535	323, 437	係長等のいない事業所における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部下を有する者
	短	大	卒	48	41.4	311, 184	36, 432	274, 752	係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任
係	高	校	卒	99	42. 4	287, 515	19, 197	268, 318	中間職(係長-係員間)
NV	中	学	卒	*	*	*	*	*	
職	技	術 主	任	204	38. 9	381, 457	66, 660	314, 797	同上
収	大	学	卒	126	36. 2	411, 252	84, 940	326, 312	
~~	短	大	卒	32	43.0	342, 060	35, 264	306, 796	
種	高	校	卒	45	42.0	342, 753	48, 002	294, 751	
	中	学	卒	*	*	*	*	*	
	事	務 係	員	1, 183	33. 6	276, 736	26, 556	250, 180	
	大	学	卒	544	31.8	305, 378	35, 078	270, 300	
	短	大	卒	173	36. 2	269, 408	24, 664	244, 744	
	高	校	卒	456	34. 7	238, 278	15, 218	223, 060	
	中	学	卒	10	46.0	285, 472	19, 446	266, 026	
	技	術 係	員	832	33. 5	306, 502	40, 757	265, 745	
	大	学	卒	439	31.0	316, 919	43, 563	273, 356	
	短	大	卒	149	35. 0	290, 684	29, 844	260, 840	
	高	校	卒	241	37. 4	296, 701	42, 695	254, 006	
	中	学	卒	3	50.0	253, 579	34, 271	219, 308	

4 企業規模50人以上100人未満

				## *	₩ ₩	令和3年	年4月分平均]支給額	
	H/pl:	新 夕		調査	平 均	きまって	スナ 吐田		/ 世 李
	職	種 名		実人員	年 齢	支給する 給 与	うち時間 外 手 当	$(\mathbf{A}) - (\mathbf{B})$	備 考
Щ.						(A)	(B)		
	,		_	人	歳	円	円	円	√構成員50人以上の支店(社)の長
	支.	店	長	_	_	_	_	_	(取締役兼任者を除く。)
	大	学	卒	_	_	-	_	_	
	短	大	卒	_	_	-	_	_	
	高	校	卒	_	_	-	_	_	
	中	学	卒	_	_	-	_	_	√構成員50人以上の工場の長
	工	場	長	_	_	-	_	_	(取締役兼任者を除く。)
	大	学	卒	_	_	-	_	_	
	短	大	卒	_	_	-	_	_	
	高	校	卒	_	_	_	_	_	
	中	学	卒	_	_	-	_	_	
事	事	務 部	長	76	51.4	481, 659	2,610	479, 049	
	大	学	卒	28	52.0	509, 632	4, 701	504, 931	の長及び部長級専門職
務	短	大	卒	8	51.1	496, 297	0	496, 297	(取締役兼任者を除く。)
127	高	校	卒	39	51.0	462, 795	35	462, 760	
	中	学	卒	*	*	*	*	*	
'	技	術 部	長	26	52. 4	496, 242	8, 201	488, 041	同上
	大	学	卒	10	51. 3	518, 215	0	518, 215	
技	短	大	卒	6	50. 1	486, 337	18, 327	468, 010	
	高	校	卒	10	55. 1	477, 863	11,006	466, 857	
術	中	学	卒	_	_	_	_	_	
	事 彩	第 部 次	長	8	48. 4	424, 049	82, 595	341, 454	
関	大	学	卒	2	52. 1	450, 004	85, 595	364, 409	部の次長及び部次長級専門職
	短	大	卒	3	55. 6	399, 701	14, 112	385, 589	中間職(部長-課長間)
係	高	校	卒	3	40.0	428, 711	138, 835	289, 876	
N	中	学	卒	_	_	_	_	_	
Astern	技術	所部 次	長	22	52. 0	462, 860	16, 395	446, 465	同 上
職	大	学	卒	10	50.6	465, 619	0	465, 619	
	短	大	卒	9	52.8	464, 790	10, 577	454, 213	
種	高	校	卒	3	54. 6	445, 866	98, 405	347, 461	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	
	事	務 課	長	166	48. 5	425, 261	2, 253	423, 008	
	大	学	卒	77	48.0	446, 202	159	446, 043	の長及び課長級専門職
	短	大	卒	37	48. 5	409, 277	1, 784	407, 493	
	高	校	卒	52	49. 4	404, 637	5, 824	398, 813	
	中	学	卒	_	_	_	_	_	
	技	術 課	長	57	49. 7	423, 748	29, 171	394, 577	同上
	大	学	卒	19	47. 2	420, 785	26, 091	394, 694	
	短	大	卒	8	47. 2	445, 642	59, 978	385, 664	
	高	校	卒	30	52. 2	419, 432	22, 320	397, 112	
	中	学	卒		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	

				-1mt	 11.	令和3年4月分平均支給額			
	14/1	任 力		調査	平 均	きまって	5 + n±88		/## -1 2.
	職	種 名		実人員	年 齢	支給する 給 与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	備考
				人	歳	円	円	円	
Ш	事 務	課長作	性理	50	44. 7	413, 497	31, 101	382, 396	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
Ш	大	学	卒	31	43. 5	431, 559	45, 218	386, 341	課長に直属し部下4人以上を有する者
Ш	短	大	卒	3	53. 6	358, 091	2, 952	355, 139	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職
Ш	高	校	卒	16	45. 7	385, 565	6, 458	379, 107	中間職(課長-係長間)
Ш	中	学	卒	_	_	_	_	_	
Ш	技 術	課長作	性理	29	47. 9	411, 268	41, 578	369, 690	同上
Ш	大	学	卒	3	46. 5	408, 572	62, 759	345, 813	
Ш	短	大	卒	14	47.8	426, 933	47, 806	379, 127	
Ш	高	校	卒	12	48. 4	393, 255	28, 700	364, 555	
Ш	中	学	卒	_	_	-	_	_	
事		務係	長	217	42.8	340, 742	21, 550	319, 192	係長等の職名を有する者及び係長級専門職
Ш	大	学	卒	74	39. 5	347, 808	19, 108	328, 700	
務	短	大	卒	44	43.3	322, 436	21, 141	301, 295	
	高	校	卒	97	45. 0	343, 746	23, 325	320, 421	
$\ .\ $	中	学	卒	2	53. 5	329, 345	34, 483	294, 862	
Ш	技	術 係	長	63	44. 5	366, 429	41, 985	324, 444	同上
++-	大	学	卒	18	42. 3	341, 377	43, 136	298, 241	
技	短	大	卒	15	43. 7	373, 656	33, 275	340, 381	
2 h-	高	校	卒	29	46. 2	377, 585	44, 428	333, 157	
術	中	学	卒	*	*	*	*	*	
Ш		務主	任	181	40. 6	304, 994	25, 740	279, 254	係長等のいない事業所における主任のうち、課
関	大	学	卒	74	36. 7	312, 155	27, 709	284, 446	長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が
Ш	短	大	卒	32	42. 3	306, 817	30, 133	276, 684	上記主任と同等と認められる主任
係	高中	校 学	卒	74	44. 1	296, 974	22, 046	274, 928	中間職(係長-係員間)
Ш	中	•	卒	*	40.6	*	* FF 240	200 016	
職		術 主 学	任 卒	90 47	40. 6 38. 7	355, 265	55, 349 67, 335	299, 916 302, 419	同上
Ш	大 短	大	卒卒	16	45. 3	369, 754 343, 761	46, 584	297, 177	
種	高	校	卒	27	41. 0	335, 744	38, 737	297, 177	
	中	学	卒	_				231,001	
Ш		務係	員	594	33. 3	253, 042	17, 018	236, 024	
Ш	大	学	卒	207	30. 0	261, 660	18, 435	243, 225	
	短	大	卒	78	36. 5	255, 896	19, 824	236, 072	
	高	校	卒	307	34. 8	246, 298	15, 254	231, 044	
	中	学	卒	2	38. 0	247, 337	26, 817	220, 520	
		術 係	員	345	33. 4	283, 801	36, 342	247, 459	
	大	学	卒	131	33. 4	293, 644	38, 113	255, 531	
	短	大	卒	65	38. 1	292, 940	39, 257	253, 683	
	高	校	· 卒	148	30. 9	268, 570	32, 851	235, 719	
	中	学	卒	*	*	*	*	*	

その2 公民給与比較の対象外職種 企業規模計

]支給額				
			調査	平 均	きまって	<u> </u>		
]	職種名	実人員	年 齢	支給する 給 与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) – (B)	備考
技			人	歳	円	円	円	
能・		電話交換手	_	_	_	_	_	見習、外国語の電話交換手を除く。
労務		自家用乗用自動車運転手	*	*	*	*	*	
関係		守 衛	_	_	_	_	_	Carried of a pierwis
職種		用 務 員	*	*	*	*	*	
		船長・機関長	6	52. 0	621, 555	109, 665	511, 890	
海	近	一等航海士・機関士	6	47.8	531, 127	94, 862	436, 265	
事	炟	二等航海士・機関士	9	46. 1	488, 848	85, 683	403, 165	北緯63度から南緯11度の間及び東経94度から175
関係		三等航海士・機関士	_	_	_	_	_	度の間の水域を航行区域とする総トン数20トン 以上の船舶の乗組員
職	海	甲板長・操機長	_	_	_	_	_	以上の船舶の来組員
種	144	甲板手・操機手	17	45. 5	442, 541	78, 182	364, 359	
		甲板員・機関員	_	_	_	_	ı	Į)
		大学学長	2	61.3	696, 096	0	696, 096	
		大学副学長	6	55. 4	641, 669	0	641, 669	
		大学学部長	8	60.5	627, 035	0	627, 035	
±×1.		大 学 教 授	106	55. 3	624, 530	0	624, 530	
教育		大学准教授	69	46.8	482, 121	0	482, 121	
関		大 学 講 師	34	36. 7	404, 951	1, 325	403, 626	
係職		大 学 助 教	_	_	_	_	_	
種		高等学校校長	3	61.8	699, 623	0	699, 623	
		高等学校教頭	8	54. 9	632, 842	0	632, 842	
		高等学校主幹教諭	_	_	_	_	_	
		高等学校指導教諭	_	_	_	_	_	
		高等学校教諭	102	48. 1	517, 108	0	517, 108	
研		研究所長	2	57. 6	715, 786	0	715, 786	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
究		研究部(課)長	6	49. 9	597, 247	0	597, 247	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
関		研究室(係)長	16	53. 7	616, 418	11, 314	605, 104	構成員3人以上の室(係)の長
係職		主任研究員	27	47. 5	525, 494	6, 550	518, 944	「下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
種		研 究 員	28	33. 6	337, 311	31, 109	306, 202	CEL TRESTORING AND STORE VENT A CENT (8)
		研究補助員	_	_	_	_		

第4表 公民給与の比較における対応関係 その1 対応表

/ 字形啦		企業規模	
行政職 給料表	500 人以上	100 人 以 上 500 人 未 満	50 人 以 上 100 人 未 満
10級	支店長、工場長、		
9級	部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長、	
7級		部長、部次長	支店長、工場長、
6級	課長代理	課長	部長、部次長
5級	咪艾 八连		課長
4級	係 長	課長代理	課長代理
3級	係長、主任	係 長	係 長
2級	主 任	主 任	主 任
1級	係 員	係 員	係 員

⁽注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する 主任については、係長に含めている。

その2 上記職種の該当要件

職種	要件
支 店 長 工 場 長	構成員50人以上の支店(社)・工場の長(取締役兼任者を除く。)
部長	2課以上又は構成員20人以上の部の長(取締役兼任者を除く。)
प्र पा	職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(同上)
	上記部長に事故等があるときの職務代行者
部次長	職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
前次女	部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長
	と課長の間に位置付けられる者
課長	2係以上又は構成員10人以上の課の長
課長	職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	上記課長に事故等があるときの職務代行者
	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
課長代理	課長に直属し部下4人以上を有する者
珠女八连	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
	課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長
	と係長の間に位置付けられる者
係 長	係長等の職名を有する者及び係長級専門職
	係長等のいる事業所において主任の職名を有する者
	係長等のいない事業所において、主任の職名を有する者のうち、課長代理以上に直属し、直
÷ 17	属の部下を有する者
■ 主 任	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任
	係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長
	と係員の間に位置付けられる者
係員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

第5表 民間における初任給の改定状況

	項目	新規学卒者の 採 用 あ り	初任	・給の改定:	状 況	新規学卒者の 採 用 な し
学歴	企業規模		増額	据置き	減額	
	規模計	31. 9	(25.4)	(72.8)	(1.8)	68. 1
大学	500 人以上	28. 5	(24.4)	(75.6)	(0.0)	71. 5
卒	100 人 以 上500 人 未 満	38. 5	(26.1)	(70.4)	(3.5)	61. 5
	50 人 以 上 100 人 未 満	24. 0	(24.9)	(75.1)	(0.0)	76. 0
	規 模 計	21.8	(29.1)	(69.7)	(1.2)	78. 2
高校	500 人以上	15. 7	(34.7)	(65.3)	(0.0)	84. 3
卒	100 人以上500 人未満	25. 0	(34.8)	(65.2)	(0.0)	75. 0
	50 人 以 上 100 人 未 満	25. 7	(11.6)	(83.3)	(5.1)	74.3

⁽注) 1 新規学卒者採用の有無は、事務員と技術者のみを対象としたものである。

第6表 民間における給与改定の状況

項目 役職 段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	29. 7	22. 4	0. 5	47. 4
課長級	25. 1	20. 5	0. 5	53. 9

⁽注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第7表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職 段階	定期昇給制度あり			定期昇給中 止	定期昇給 制度なし		
係員	86. 0 %	84. 9 %	22.8 %	5. 4	56. 7 [%]	1.1 %	14.0 %
課長級	79. 1	78. 0	20.9	5. 0	52. 1	1.1	20.9

⁽注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

^{2 ()}内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第8表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

支	給	の	有	無		事	業	所	割	合	
家族	美 手 当	制度	E が る	ある				80.6%			
配偶	者に家	族手当	当を支	給する				(87. 9%)			
家族	美 手 当	制度	E が 7	ない				19. 4%			

⁽注) ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶	養	家	族	の	構	成	支 給 月 額
配			偶			者	13,005 円
配	偶	者	と	子	1	人	19,449 円
配	偶	者	と	子	2	人	24, 801 円

⁽注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第9表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を	在宅勤務手当を	在宅勤務手当を	在宅勤務を
実施している	支給する	支給しない	実施していない
40. 2	(14.8)	(85.2)	59. 8

⁽注) ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
30. 5	% 69. 5

⁽注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第10表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

			項目	係	員	課 县	長 級	部長級(非役員)
_	企業規模	莫		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規	模	計	61. 7	38. 3	57. 3	42. 7	57. 3	42. 7
	500	人	以上	60. 4	39. 6	52. 6	47. 4	52. 1	47. 9
	100 500	人人	以 未 満	58. 7	41.3	55. 2	44. 8	54. 4	45. 6
	50 100	人 人	以 未 満	70. 4	29.6	70. 9	29. 1	75. 6	24. 4

第11表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年	年 齢	定年制なし
	60歳	61歳以上	
98. 9	70. 4	28. 5	1. 1

⁽注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第12表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与 減額の状況

区 分	}		頁 目	給与減額あり	給与減額あり 60歳で減額			
課	長		級	49. 6	35. 8	50. 4		
非	管	理	職	50. 6	36. 0	49. 4		

⁽注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第13表において同じ。)。

第13表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業 所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非 管 理 職
60. 7	67. 1

⁽注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

² 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。